

平成30年10月2日
東京土地家屋調査士会
研 修 部

埼玉土地家屋調査士会「特別研修会」の開催について（お知らせ）

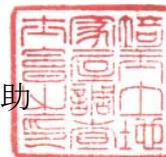
このたび、埼玉土地家屋調査士会より、標記研修会（受講料：無料）の開催について、別添のとおりのご案内がありました。

受講を希望される会員におかれては、別紙の「参加申込書」に所要の事項をご記入の上、埼玉会へ直接お申し込み下さるよう、お知らせ致します。

埼 調 発 第 3 9 1 号
平成 3 0 年 1 0 月 2 日

関東ブロック協議会内
各土地家屋調査士会 会長 様

埼玉土地家屋調査士会
会 長 高柳 淳之助



特別研修会の開催について (通知)

秋涼の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃は、本会会務運営に対し、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、個人情報保護法に関する特別研修会を下記のとおり開催いたします。万障お繰り合わせの上、ご出席くださるよう通知いたします。
なお、今回の研修会は日程の都合上、「朝霞市民会館」にて開催することとなりました。会場をご確認の上、多くの方にご参加くださいますようお願い申し上げます。
また、事務局職員も研修会に出席致しますので、当日は事務局を休館とさせていただきます。何卒ご了承の程、よろしくお願い申し上げます。

記

日 時 平成30年11月21日 (水)
受 付 11時50分～12時20分
研修会 12時20分～16時10分
場 所 『朝霞市民会館 (ゆめぱれす)』大ホール (別紙参照)
所在地 朝霞市本町1-26-1 電話 048-466-2525

受講料 無料

研修タイトル「個人情報保護法について」

講師 弁護士 寶金敏明 様

(元東京法務局長、元最高検察庁検事)

昨年5月個人情報保護法の適用範囲が拡大されたため、ほとんどの土地家屋調査士が、個人情報取扱事業者の定義にあてはまります。

土地家屋調査士業務の中で個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならないとされています。その一方、利用目的を本人に通知し公表することによって、「本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害する恐れがある場合」には、これらの本人に対する通知または公表をしてはならないこととされています。

そのため今後、土地家屋調査士業務を遂行するにあたって、個人情報の該当性や、個人の権利利益侵害情報に当たるのか否か等について、多くの疑問・問題が生じると考えられます。適法な諸手続きを履行実践しない場合には、違法行為と見なされる場合もあり得ます。

以上のような状況をふまえて今回の研修では、この分野での専門家でもある寶金先生から、個人情報の取得・提供等の手続き注意点や、個人の権利利益侵害情報について、様々な視点から有益な情報を提供していただく予定です。

*この研修は、土地家屋調査士法第25条(研修)による義務付けられた研修です。

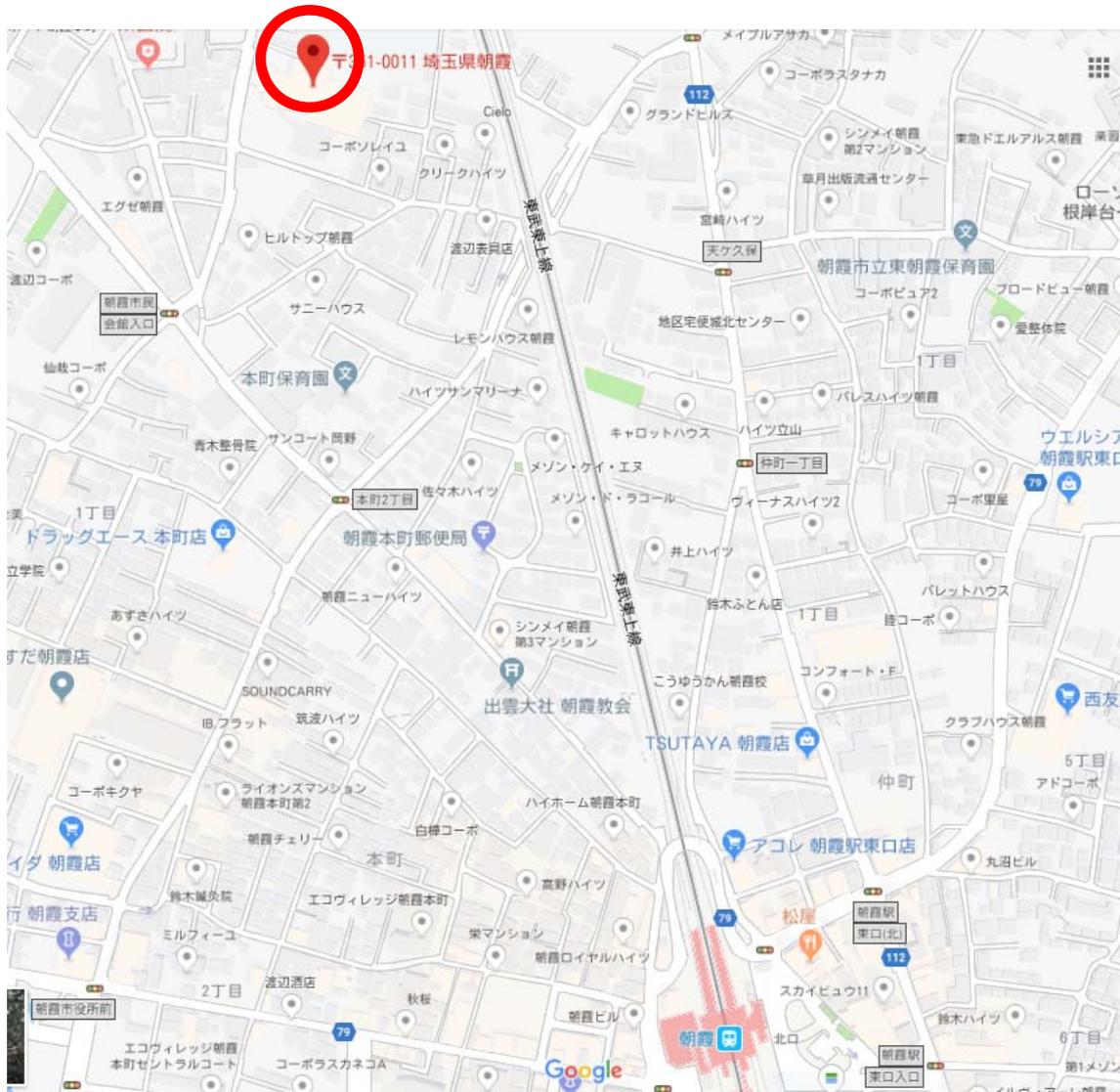
*この研修は、土地家屋調査士CPDの対象となります。

*午後12時20分～午後4時10分の受講で4.0ポイントを付与します。

*必ず会員証を持参してください。

*補助者の方でも出席可能です。(CPDポイントの代理付与は致しません。)

朝霞市民会館（ゆめぱれす） 案内図



研修会場：大ホール

朝霞市本町1-26-1

048-466-2525

東武東上線 朝霞駅南口下車 徒歩約12分

市内循環バスわくわく号膝折溝沼線「市民会館」停留所下車

特別研修会 参加申込書
(関ブロ各会用)

平成30年11月21日(水)開催、埼玉土地家屋調査士会
特別研修会に出席します。

平成30年 月 日

所属会 東京土地家屋調査士会

役職 _____

登録番号 _____

氏名 _____

補助者氏名 _____

参加者合計 _____名

※補助者の出席も可能です。

この用紙にご記入の上、11月16日(金)までに埼玉土地家屋調査士会へメール又はFAXにて上記内容をお知らせください。

◎メール office@saitama-chosashi.org

◎FAX 048-862-0916